

平成23年11月17日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 岩井 隆

特別職の報酬等の額について（答申）

平成23年11月9日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成23年11月9日、文京区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、文京区長から「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について」意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する平成23年の特別区人事委員会勧告 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
415,930 円	416,772 円	△842 円 (△0.20%)

(2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差（△1,259 円、△0.30%）を解消するため、給料表の引下げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、減額改定を行った。

一方、特別職の報酬等の額については、現下の社会経済情勢、各職の職務内容や責任の重さ、健全な財政状況を維持しつつ区民福祉の向上に取り組んでいること、他の特別区との均衡などを考慮し、区長、副区長及び教育長については、地域手当支給割合の引き上げ分と同率程度の引き下げを行い、実質的に据え置きとし、議員については現行のまま据え置きとするのが妥当であるとの結論に達した。

(3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、順位は中位から下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

- (1) 10月の月例経済報告（内閣府）によると、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。」
- (2) 文京区は、着実な財政運営を行っている。
- (3) 特別区人事委員会により、一般職の給料月額を0.20%引き下げる勧告が出ている。期末手当・勤勉手当は改定なし。
- (4) 文京区の報酬等の額は、23区中、中位から下位に位置している。

4 本審議会における議論

- (1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。
- (2) 厳しい経済状況にあつて、文京区が堅実な財政運営を行い、健全な財政状況を維持しつつ区民福祉の向上に取り組んでいることについては、特別職の業績として評価する必要がある。
- (3) 特別職の報酬等の額を検討する際には、本給のみではなく、諸手当を含めた年収総体についての視点も必要である。
- (4) 特別区人事委員会の勧告において増額又は減額の勧告があつた年度でも、公民格差の大きさなどを総合的に判断し、特別職の報酬等の額を「据え置き」としてきた経緯も考慮して判断する必要がある。
- (5) 文京区の特別職の報酬等の額は、職務の内容や職責の重さ、他の特別区との均衡の観点からは相応しいと考えられるが、各特別職がその職責にふさわしい活動を行っていることを区民に対し説明できるものでなければならない。

5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、現行のまま据え置きとするのが妥当であるとの結論に達した。

6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長	岩 井 隆
職務代理者	渡 辺 泰 男
委 員	池 本 優 子
委 員	大 川 米 子
委 員	黒 澤 義 一
委 員	滝 沢 敬 二
委 員	中 村 健 一
委 員	宮 内 秀 一
委 員	高 木 宏 子
委 員	山 口 一 夫